

水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が定める就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府 文部科学省 厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）の改正に伴い，水戸市認定こども園の認定要件を定める条例について，関係規定の整備を行う。

2 改正内容

項目	改 正 の 内 容
職員の数	満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね「20人につき1人以上」を「15人につき1人以上」とする。 満4歳以上の子ども おおむね「30人につき1人以上」を「25人につき1人以上」とする。 (第5条第1項第1号) ※上記の改正については，各施設における子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み，急な職員の退職等により改正後の配置基準が満たせない場合など，教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，改正前の配置基準で職員を配置できることとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。